

第 20 号の 3 様式（予定申告）記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
 (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、松阪市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
6 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。 なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。	
7 「予定申告税額②」及び「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
8 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があつた場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
9 「円× $\frac{⑤}{12}$ ⑥」	(1) この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の「計」欄の金額を記載します。	
10 「松阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	
11 「前事業年度の法人税割額の明細（⑨から⑯までの欄）」	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑮の欄は、⑨の欄のこの金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。	2 以上の市町村に事務所等を有する法人の⑮の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のこの金額に対する同欄のこの金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
12 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」	2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
13 「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11 以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第 20 号様式別表 4 の 3 を添付してください。

【法人税割の税率】

12.3%

【均等割の税率（年額）】

資本金等の額	従業者数の合計数	
	50人以下	50人超
50億円超	410,000円	3,000,000円
50億円以下10億円超	410,000円	1,750,000円
10億円以下1億円超	160,000円	400,000円
1億円以下1,000万円超	130,000円	150,000円
1,000万円以下	50,000円	120,000円
上記以外の法人等	50,000円	

※資本金等の額とは法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社は令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいいます。

※従業者数の合計数とは松阪市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数をいいます。

【均等割額月割早見表】

月数 年額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3,000,000	250,000	500,000	750,000	1,000,000	1,250,000	1,500,000	1,750,000	2,000,000	2,250,000	2,500,000	2,750,000	3,000,000
1,750,000	145,800	291,600	437,500	583,300	729,100	875,000	1,020,800	1,166,600	1,312,500	1,458,300	1,604,100	1,750,000
410,000	34,100	68,300	102,500	136,600	170,800	205,000	239,100	273,300	307,500	341,600	375,800	410,000
400,000	33,300	66,600	100,000	133,300	166,600	200,000	233,300	266,600	300,000	333,300	366,600	400,000
160,000	13,300	26,600	40,000	53,300	66,600	80,000	93,300	106,600	120,000	133,300	146,600	160,000
150,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500	100,000	112,500	125,000	137,500	150,000
130,000	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
120,000	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
50,000	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000

【納付場所のご案内】

金融機関名称	取扱店舗	
第三銀行	本店及び各支店	松阪市指定金融機関
百五銀行	本店及び各支店	
松阪農業協同組合	本店及び各支店	松阪市指定代理金融機関
一志東部農業協同組合	本店及び各支店	
中京銀行	本店及び各支店	松阪市収納代理金融機関
三重信用金庫	本店及び各支店	
みずほ銀行	本店及び各支店	
三菱東京UFJ銀行	本店及び各支店	
三重銀行	本店及び各支店	
東海労働金庫	本店及び各支店	
三重県信用漁業協同組合連合会	本店	
りそな銀行	津支店	
三重、愛知、岐阜、静岡の各県内ゆうちょ銀行（郵便局）		

【各種様式のダウンロードについて】

下記URLから市民税に関する各種様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/zei/todoke-simho.html>

【お問合せ先】

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 市民税課 市民税係

電話 0598-53-4029